

平成27年6月4日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成27年6月4日(木) 午後3時00分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後3時00分					
閉 会	午後3時35分					
出席委員						
委 員 長	横	井	利	男		
委 員	雁	部	隆	治		
委 員	阿	部	博	道		
委 員	坂	根	慶	子		
教 育 長	横	山	信	雄		
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	後	藤	隆	宏		
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩	佐	一	郎		
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高	橋	宏	幸		
学 務 課 長	須	藤	浩	司		
指 導 室 長	月	田	行	俊		
生涯学習課長	岡	本	香	織		
スポーツ振興課長	佐	久	間	英	樹	
ひきふね図書館長	石	原	恵	美		

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第56号 墨田区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の臨時代理に関する規則について
- 第2 議案第57号 平成26・27年度墨田区青少年委員の委嘱(追加)について
- 第3 議案第58号 PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について

(2) 報告事項

- 第1 副区長の就退任について

- 第2 墨田区議会正副議長の就任について
- 第3 墨田区議会常任委員会、議会運営委員会、特別委員会名簿について
- 第4 墨田区監査委員の就任について
- 第5 幹部職員の人事異動について
- 第6 平成26年度定期監査(第2回)の監査結果について
- 第7 緑町公園テニスコート改修工事にかかる供用停止について

3 会議の概要について

横井委員長 ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いいたします。ここで、事務局から報告がございます。

庶務課長 6月1日に教育委員会臨時会を開催し、教育委員会事務局幹部職員の勤務発令を行ったところでございますが、ここで改めまして新たに幹部職員となった者を紹介させていただきます。まず、後藤隆宏教育委員会事務局次長です。

教育委員会事務局次長 6月1日に就任しました後藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 続きまして、石原恵美ひきふね図書館長です。

ひきふね図書館長 石原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 発令があったのは、以上2名でございます。よろしくお願いいたします。報告は以上です。

横井委員長 ありがとうございます。新たに幹部職員となった方々、よろしくお願いいたします。

議決事項第1

議案第56号「墨田区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の臨時代理に関する規則について」を上程する。

庶務課長 議案第56号の提案理由として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により、墨田区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為を教育長へ臨時に代理させる規則を定める必要があることとしてございます。根拠となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項は「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」という規定です。背景について、ご説明いたします。先日、区長名と教育委員会名のそれぞれで後援名義の使用承認をした事業がありました。そこで、政治的なピラを配布したという理由で、この事業における名義使用承認の取消しを行いました。その取消されたことに対して、事業主が墨田区を被告とし、墨田区長と墨田区教育委員会のそれぞれを代表者とし、後援名義の使用承認取消の無効確認訴訟を提起する動きがございます。したがって、教育委員会が墨田区を代表して訴訟遂行行為をしなければならぬこととなりますので、今まで規定がなかったのを今回訴訟遂行行為の臨時代理に関する規定を新たに設けるものとしてございます。規定内容についてご説明いたします。まず第1条に「趣旨」を定めています。「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、墨田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う訴訟遂行行為を墨田区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に臨時に代理させることについて必要な事項を定めるものとする。」と規定しました。続いて第2条に「臨時代理」を定めています。「教

育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条の規定により墨田区を代表する訴訟に係る事務について、教育長に臨時に代理させるものとする。」と規定しました。引用した法の規定は、抗告訴訟の取扱いということで、「教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分若しくは裁決又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第11条第1項の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。」と規定されています。要約すると、抗告訴訟が提起された場合には、教育委員会は区を代表するという規定です。この規定に基づき、訴訟に係る事務について臨時代理するということです。続いて第3条に「報告」を定めています。「教育長は、前条の規定による臨時代理に係る訴訟が提起されたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。」としています。現状では、先ほど背景としてご説明いたしましたとおり墨田区を被告としていますが、代表者が区長のみとなっています。しかし、平成27年5月26日の東京地方裁判所における口頭弁論で、原告が代表者に教育委員会を追加して訂正することなので、今後改めて教育委員会にも訴訟が提起される予定です。最後に付則として、「この規則は、公布の日から施行する。」としています。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

横井委員長 何かご質問等はありませんか。

阿部委員 これは、個別の訴訟毎に委任することになるのか、それとも自動的に代理させることになるのかどちらですか。

庶務課長 個別にということではなく、この規定に基づいて自動的に教育長に代理させることとなります。

阿部委員 はい、わかりました。

横井委員長 それでは、議決事項第1・議案第56号「墨田区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の臨時代理に関する規則について」は、原案どおり定めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第57号「平成26・27年度墨田区青少年委員の委嘱(追加)について」を上程する。

生涯学習課長 議案第57号の提案理由として、墨田区青少年委員に関する規則第3条に基づき、委嘱する必要があることとしてございます。青少年委員のうち緑小地区選出の委員が3月31日付けで退任となり欠員状態となっておりましたが、その後任の方を委嘱するものでございます。委嘱期間は、前任者の残任期間を引継ぎ平成27年7月1日から平成28年3月31日までとしています。委員名は、佐野信保氏です。説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

横井委員長 何かご質問等はありませんか。

横井委員長 それでは、議決事項第2・議案第57号「平成26・27年度墨田区青少年委員の委嘱(追加)について」は、原案どおり委嘱することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第 3

議案第 5 8 号「PTA 退任役員に関する感謝状の贈呈について」を上程する。

生涯学習課長 議案第 5 8 号の提案理由として、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表する必要があることとしてございます。具体的な内容については、退任した連合 P T A 会長及び本部役員に対し、感謝状を贈呈するものでございます。こちらは、区立中学校 P T A 連合会の会長及び役員で退任される方に感謝状を贈呈するもので、会長経験者が 1 名、その他役員経験者が 5 名の計 6 名に対して贈呈するものでございます。なお、贈呈年月日は中学校 P T A 連合会の総会がある平成 2 7 年 6 月 5 日付けを予定しています。説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

横井委員長 何かご質問等はありませんか。

横井委員長 それでは、議決事項第 3・議案第 5 8 号「PTA 退任役員に対する感謝状の贈呈について」は、原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第 1

「副区長の就退任について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 5 月 2 5 日に区議会の臨時本会議が開催されました。そこで、副区長が新たに選任されました。新しい副区長は、高野祐次です。就任年月日は、平成 2 7 年 5 月 2 5 日です。前職は、企画経営室長でした。説明は以上です。

横井委員長 報告承りました。

報告事項第 2

「墨田区議会正副議長の就任について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 このことについても、5 月 2 5 日の区議会の臨時本会議において決定しました。議長は、樋口敏郎議員です。自由民主党からの選出です。副議長は、福田はるみ議員です。こちらも自由民主党からの選出です。説明は以上です。

横井委員長 報告承りました。

報告事項第 3

「墨田区議会常任委員会、議会運営委員会、特別委員会名簿について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 このことについても、5 月 2 5 日の区議会の臨時本会議において決定しました。常任委員会は 4 つございます。企画総務委員会、区民文教員会、産業都市委員会、福祉保健委員会です。教育委員会と特に関わりがあるのは、区民文教委員会です。委員長は、おおし勝広議員です。公明党です。副委員長は、加藤拓議員です。自由民主党です。それから議会運営委員会ですが、委員長が自由民主党の坂下修議員です。副委員長が、公明党の千野美智子議員です。続いて特別委員会です。都市開発・災害対策特別委員会、行財政改革等特別委員会、観光対策等調査特別委員会

の3つです。この中で、教育委員会と関わりのある委員会はありません。説明は以上です。
横井委員長 報告承りました。

報告事項第4

「墨田区監査委員の就任について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 このことについても、5月25日の区議会の臨時本会議において決定しました。新たに監査委員となったのは、加納進議員です。区議会議員からの選出です。説明は以上です。

横井委員長 報告承りました。

報告事項第5

「幹部職員の人事異動について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 平成27年6月1日付けで部長級、統括課長、課長級、事務取扱解除、退職という順で通知が出されました。石井秀和前次長ですが、福祉保健部子ども・子育て支援担当部長に異動となりました。それから、倉松邦多前ひきふね図書館長ですが、選挙管理委員会事務局長に異動となりました。説明は以上です。

横井委員長 報告承りました。

報告事項第6

「平成26年度定期監査（第2回）の監査結果について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 監査委員から「平成26年度定期監査（第2回）等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について」ということで教育委員会委員長宛てに通知がございました。内容は、このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり措置結果を公表したので、通知するとのことです。記書き以下の内容です。公表方法は墨田区告示式による。公表日は、平成27年5月25日です。公表文が、別紙のとおりとなっています。これは、区長と教育委員会のそれぞれの監査結果について、指摘事項及び意見が出されました。それに対してどのような措置を講じたのかを公表するものでございます。教育委員会に対する指摘事項は、「(ア) 事案決定の手続きがないもの」ということで、契約不調に対応する予算増額の起案文書がないものがあったという指摘です。これに対し、予算執行に係る起案を遡及して行い、対応しました。それから「(イ) 事案決定の手続きを誤り事務事業が行われたもの」ということで、事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としていたものがあったという指摘です。これに対し、墨田区事案決定規程に基づき、部長の決定により決裁を取り直したことにより対応しました。今後は誤りがないよう、適正な手続きを行うこととしてございます。続いて監査委員意見についてです。こちらは、区長に対しても同様の内容となっています。まず「(1) 事務処理の適正化について」ということで、今回の監査で指摘に挙げた事例や指導・注意事項の事例は、いずれも軽微なミスを発端とするものであり、関係諸規定の遵守、公金取扱いに対する意識、課・係内におけるチェック体制、事務処理の過程において基本的な事項への職員の理解等が十分でなかったことによるものといえるとの内容でした。社会情勢の変化により新たなリスクが発生している中で、対応が不十分な状況が見受けられるとの指摘がありました。今後、本区においても内部統制制度の導入について検討し、同様な過ちを繰り返さぬようなリスク回避に向けた方策への取り組みに努められたいという意見でした。そ

れに対して、関係諸規定の遵守、課・係内におけるチェック体制の強化等をするとともに、総務省の報告書等を踏まえ、今後は同じ過ちを繰り返さないよう、事務の適正処理に努めることとしています。続いて「(2)リース資産の管理について」ということで、リース物件が資産であるという認識が低いと言わざるを得ないという指摘があり、本区の物品管理規則において、リース物件に係る管理のルールがはっきり決められていないということで、リース資産の管理にあたっては、管理のための統一した基準やルールを構築する必要があり、財務諸表の信頼性と透明性の確保のためにもリース資産の台帳等の整備を図られたいとの意見でした。それに対し、今後は、リース資産の台帳等を整備し、適正な管理に努めるとしています。これは区長部局と整合性を図りながらになると思います。説明は以上です。

横井委員長 報告承りました。

報告事項第7

「緑町公園テニスコート改修工事にかかる供用停止について」、スポーツ振興課長が次のとおり説明する。

スポーツ振興課長 緑町公園テニスコートの改修工事に伴う同施設の供用停止についてということでございます。趣旨として、緑町公園テニスコートについては、老朽化と東日本大震災の影響による破損により、利用者の安全を確保することが困難となってきたため、改修工事を行う必要があるということです。なお、改修工事を行うに当たっては、このテニスコートの供用を停止する必要があるということです。具体的には、このテニスコートはハードコートでコート面を樹脂で固めています。現在、その樹脂が所々剥げている状態です。剥げている部分と剥げていない部分の差が5ミリ程度生じています。このまま供用を継続しますと、利用者がつまづいて怪我をされることが想定されるので、供用停止をし、早急に改修工事を行いたいということでございます。休止する施設は、緑町公園テニスコートで、北斎美術館建設予定地のちょうど隣でございます。供用停止期間は、平成27年8月1日から平成28年8月31日としてございます。当初の予定では、11月からの供用停止ということで計画を立てていましたが、利用者の安全確保ということで、3か月前倒して停止をさせていただきました。最後に区民への周知方法ですが、区公式ホームページ、区のお知らせ、公共施設利用システムのお知らせ欄への掲載、テニスコート内の掲示を考えています。また墨田区体育協会加盟の庭球協会とソフトテニス協会には、個別にご説明しご理解を得られたところでございます。今後も地域の方、テニス愛好家の皆さんと調整しながら整備を進めていきたいと考えています。説明は以上です。

横井委員長 何かご質問等ございますか。

坂根委員 供用停止をするまでの間における利用者への周知はどうするのですか。

スポーツ振興課長 利用者が毎日いる状態ですので、その間については、そういった危険性を周知しています。

横井委員長 くれぐれも事故のないようよろしくお願いします。

以上で、教育委員会を終了いたします。